



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.istc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

日本海新聞社長 吉岡徹様

2019年7月9日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

日本海新聞に掲載された〈特集〉は、医学的事実に反する虚偽の内容であるとともに、国際条約に違反する実質的なタバコ製品の広告です。AC Japanが記事を出稿しているように見えていることにも重大な問題があります。本学会は本件が公共の福祉に与える悪影響を重く見て、警鐘を鳴らすとともに類似事案の再発が起らないよう関係各位に要請するものです。

拝啓

日本海新聞 2019年6月25日に

<https://notobacco.jp/pslaw/nihonkai190625.pdf>

「心地よい時間ーストレスためず、自分流のリラックスを」との1ページ全面〈特集〉が掲載され、以下の3項が紹介されています。

「心を癒し充電ー智頭町の森林セラピー」

「爽快感と達成感ー通勤、レジャーに自転車」

「気分変える一服ー“共存“かなう加熱式たばこ」(C)

最後の項の「気分変える一服ー“共存“かなう加熱式たばこ」の本文上には、「新製品は、受動喫煙に配慮しながらも喫味や蒸気量が増し、喫煙者の満足度を高めた」との「プルーム・テック・プラス」を手に持ち、上記を吐く喫煙者の写真と、本文横には「プルーム・テック・プラス」のスターターキットの写真が載っています。

この本文解説には、以下のように記述されています（アンダーラインと (A) ～ (D) は引用者）。

「喫煙の楽しみには、リラックスや気持ちの切り替え、集中力を高めるなどの効果がある

という。(A) … (一部略) …現在、受動喫煙に配慮した「加熱式たばこ」(B) が、各メーカーから販売されている。「たばこを吸う人と吸わない人が共存できる持続可能な社会」(C) を目指す日本たばこ産業 (JT) は、17日から「プルーム・テック・プラス」の全国一斉販売を始めた。低温加熱式を採用し、紙巻きたばこに比べ約99%健康懸念物質を低減し(D)、臭気濃度を低く抑えた従来製品の特長を生かしながら、より吸い応えのある改良がなされている。… (一部略) …アンケートでは、たばこをコミュニケーションのきっかけづくりに行っている声も寄せられた。「プルーム・テック・プラス」は、喫煙者と非喫煙者が同じ空間を共有して、人と人とのつながりを大切に作る製品 (C) として期待されている

警鐘 (1) 内容の医学的誤り

1. アンダーライン (A) について：喫煙はメンタルヘルスを悪化させます

本広告記事において「喫煙の楽しみには、リラックスや気持ちの切り替え、集中力を高めるなどの効果があるという」と述べられ、その根拠として喫煙者へのアンケート調査が挙げられています。

しかし、喫煙の精神的効果を評価するために喫煙者へのアンケートを用いるのは論理的に誤っています。喫煙者は、喫煙がストレスの緩和を助けると感じますが、これはニコチン依存の状態から生じる離脱症状 (タバコを吸っていないときの脳機能低下) を喫煙によって解消する現象をストレス緩和と錯覚しているに過ぎないからです。喫煙に精神的効用のない事実は、明確な根拠とともにアメリカ、イギリス、そして本邦の公的な報告書にも明言されています¹⁻³⁾。

ニコチンの精神的効果を評価するためには、喫煙していた人が禁煙したときの精神状態の変化を評価する必要があります。メタ解析という信頼性の高い調査方法によれば、喫煙者が禁煙すると不安、抑うつ、ストレスが明らかに減少し、明るい気分が明らかに増大することが明らかです⁴⁾。また、一般人口を対象とした複数の大規模調査で、自殺に至る行動をする可能性が、禁煙した者で喫煙者よりもはるかに低いことが示されています^{5), 6)}。

今回のような、加熱式タバコの使用を含む喫煙にあたかも精神的メリットがあるかのように表現した記事は医学的に誤っており、ストレスを感じて心の不調を訴える人から、禁煙によるメンタルヘルス改善の機会を奪う罪深いものです。

- 1) U.S. Department of Health and Human Services: How Tobacco Smoke Causes Disease: The Biology and Behavioral Basis for Smoking-Attributable Disease. 2010.
- 2) Great Britain Department of Health: Report of the Scientific Committee on Tobacco and Health. 1998.
- 3) 厚生労働省: 喫煙と健康 喫煙と健康問題に関する検討会報告書 (平成 28 年) .
- 4) Taylor G et al: Change in mental health after smoking cessation: systematic review and meta-analysis. BMJ 348:g1151, 2014.
- 5) Yaworski D et al: The relation between nicotine dependence and suicide attempts in the general population. Can J Psychiatry 56(3):161-170, 2011.
- 6) Iwasaki M et al: Cigarette smoking and completed suicide among middle-aged

men: a population-based cohort study in Japan. Ann Epidemiol 15(4):286-292, 2005.

2. アンダーライン (B) について：「受動喫煙への配慮」は単なる販売戦略です

タバコ産業は受動喫煙をなくすこと自体に何の関心も持っていません。加熱式タバコの販売を推進しているのは、国際的にも日本でも「屋内禁煙」義務化の法律が制定され、紙巻きタバコを吸える場所が狭まる中で、タバコ製品の延命を図ろうとしているに過ぎません。「受動喫煙への配慮」を考えるのであれば、紙巻きタバコを即時製造中止にし、段階的にすべてのタバコ製品を社会からなくす努力をすべきです。

3. アンダーライン (C) について：加熱式タバコ使用者と「同じ空間を共有」するのは危険です

加熱式タバコからは、使用中に本体からも、また喫煙者の呼出煙からも有害化学物質が出てきます。仮に有害物質の量が少ないとしたら、これまで喫煙可能だった場所で加熱式タバコを使用するのであれば、受動喫煙の程度は低減される可能性があるかもしれませんが。しかし、それまで喫煙禁止だった場所を加熱式タバコ使用可能としたり、非喫煙者が受動喫煙のないと錯覚して加熱式タバコ使用者と「同じ空間を共有」したりすれば、これまで以上の受動喫煙が発生してしまうでしょう。

4. アンダーライン (D) について：加熱式タバコが従来製品よりも安全だという根拠はありません

「約 99%健康懸念物質を低減」とは、加熱式タバコで発生しにくいごく一部の物質だけを意図的に選んで「健康懸念物質」という造語のもとに平均した恣意的な数値です。有害物質の中には、紙巻きタバコとほとんど変わらない量が発生するものもあります。そのような事実を隠して「99%」との数字を販売促進に用いることは欺瞞的です。

なお、加熱式タバコのリスク・問題点については、以下をご参照ください。

(添付資料)

[新式タバコの本当のリスクについて](https://www.dropbox.com/s/crc512rdv8ljfu1/)

<https://www.dropbox.com/s/crc512rdv8ljfu1/>

警鐘 (2) たばこ規制枠組条約 (FCTC) 13 条ならびに第 8 回締約国会議決議への違反

1. 誤った印象を生じさせる販売促進です

この記事は、「プルーム・テック・プラス」を紹介する、<特集>を名目とした実質的な広告です。またその内容は医学的事実に反し、あたかも加熱式タバコが非喫煙者のいる空間でも使用できるものであるというような誤った印象を生じさせる表現を意図的に用いています。

これらのことは、<特集>が形式上広告であるかどうかに関係なく、たばこ規制枠組み条約 (FCTC) 第 13 条が禁じている「誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いた販売

促進」に該当します。

○FCTC 第十三条 タバコの広告、販売促進及び後援

4 締約国は、憲法又は憲法上の原則に従い、少なくとも次のことを行う。

(a) 虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はタバコ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってタバコ製品の販売を促進するあらゆる形態のタバコの広告、販売促進及び後援を禁止すること。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/essay/20181025COP8FCTC13.pdf>

2. 締約国の責務「新型タバコの販売促進をしない事」に反しています。

またこの<特集>は、2018年10月6日にジュネーブで開催された第8回締約国会議議決に定められた締約国の責務「新型タバコの販売促進をしない」からも逸脱しています。

○WHO たばこ規制枠組条約 第8回締約国会議 決議

(2018年10月6日 スイス・ジュネーブ)

d) WHO FCTC 第13条に従い、新型タバコの広告、販売促進、あるいはスポンサーしないこと。

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/COP82018106.pdf>

3. AC ジャパンが出稿しているように錯覚させます。

なお本<特集>は、広告的要素を持ちながら広告主の明記がないことから、<特集>の下段にあるACジャパンの広告と一連のものにも見えます。このため、公益団体であるACジャパンが加熱式タバコを礼賛・推奨する広告を出稿しているように錯覚する読者もいるでしょう。このことは、タバコ製品の危険性を被覆してしまう弊害を生じるという意味で、公益に反する事象だと考えます。

以上申し上げました通り、ありもしない喫煙の精神的効用を謳うとともに、加熱式タバコが非喫煙者のいる空間でも使用可能であるかのように表現された今回の日本海新聞の<特集>は、社会に対して重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

関係各位には、類似の事案がふたたび起こらないよう要請する次第です。

敬具